

一般名処方について

当院では一部のお薬に対して、一般名処方を実施しております。

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方することを指します。これにより、先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば自由にお薬を選んでいただけます。

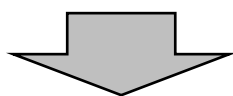
そのため保険薬局にて、お薬の選択について患者様ご自身の希望を確認される場合があります。

一般名処方の場合、記載は次のようになります。

例)

〇〇〇〇〇〇錠60mg「メーカー名」 3錠 7日分

1日3回 毎食後



【一般名での記載】

【般】△△△△△錠60mg 3錠 7日分

1日3回 毎食後